

資産負債最適配分概念の下における 保険契約者平等待遇原則のあり方について

宇 野 典 明

目 次

はじめに

- I 保険契約者平等待遇原則
- II 保険契約者平等待遇原則と保険業法
- III 保険契約者平等待遇原則のあり方

おわりに

はじめに

我が国では、保険業法ばかりでなく、保険会社の実務においても、保険契約者を平等に取り扱わなければならないという原則（保険契約者平等待遇原則）が重視されてきた。

保険業法では、免許審査基準、剰余金分配における公正かつ衡平な分配をするための基準、保険契約者配当を行う場合の公正かつ衡平な分配をするための基準および保険契約者または被保険者に対する保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供等の禁止の根拠の一つに、保険契約者平等待遇原則が挙げられる。また、保険会社の実務でも、低料率保険の実施、団体扱の範囲などについては、保険契約者平等待遇原則がその根拠とされてきた。

このように、保険契約者平等待遇原則は、我が国の保険業法および保険

会社とは切っても切れない関係にある。この保険契約者平等待遇原則の根拠としては、危険団体の存在がある。しかし、危険団体は、私の考えた資産負債最適配分概念の下では、その存在は、必ずしも不可欠のものとは言えない。資産負債最適配分概念自体は、危険団体概念よりも優れたものであり、これを採用しないということは、ありえないと私は考えている。このため、本稿では、資産負債最適配分概念の下での保険契約者平等待遇原則のあり方について検討を行う。

I 保険契約者平等待遇原則

1. 保険契約者平等待遇原則とは

保険契約者平等待遇原則について、田中耕太郎博士は、次のように説明した。すなわち、「保険は之れを経済的に観察するならば同一の経済上の危険の下に立つ多数人が団体を為し、其の中の一員の財産上の需要を他の者が共同して満足せしむる組織的方法である。此の目的を達する為め保険加入者は一定の金額を拠出して基金を構成し、此の基金よりして経済上の危険に遭遇したる者の財産上の需要を満足せしむるのである。此の故に保険に於ては保険を欲する各員は同一なる危険の下に立つものであり、而して此の危険に対し保険せらるることに対し同一の金額を拠出しなければならぬ。換言すれば保険せらるる者の保険なる財貨に対し支払ふべき対価が同一でなければならぬことは、保険事業の合理的経営の為めのみならず、保険団体の精神よりしても亦要求せらるる所である。」¹⁾

つまり、保険契約者は、危険団体を構成し、収支相等の原則が成立することによって、保険事故が起こった場合に、保険金を受取ることができる。この場合、保険契約者は、給付反対給付均等の原則によって同一の危

1) 田中耕太郎 (1932) 113頁。

険を有するものでなければならず、保険料も同額でなければならない²⁾。これが、我が国における保険契約者平等待遇原則の主張の嚆矢であると考えられる。

2. 保険契約者平等待遇原則と団体優先説

田中耕太郎博士は、さらに、「保険契約者は相互に孤立するものではなくして、其の間に団体的紐帯が存在し、従つて団体的法理の存在の余地がある。若し保険契約者が普通の契約関係に於て保険者に対立するのみに止まり、他の保険契約者と団体を為すことなしとするならば、保険者は或る保険契約者を如何様に取り扱ふも、即ち他の者よりも特に有利に取り扱ふことも妨げがないものと認めなければならぬ。然しながら各保険契約者が団体的に制約せられてゐるとするならば、其処に団体的法理が支配し、各員は株式会社の株主の如く平等の取扱を受くることを要求し得るであらう。」³⁾とされた。

この理由について、田中耕太郎博士は、「保険業者が上述の法律上の契約自由を利用して、特定の保険契約者に関して、其の者が所属する保険団体の他の一般の保険契約者よりも有利なる取扱を為す場合に於ては、上述の、危険と対価との間に存すべき一定の比率は破られ、従つて同一の保険団体を組織する基礎が転覆せらるるに至るのである。此の場合に同一の保険団体を組織せるものとして取扱はるとするならば、犠牲を負担すること少き一員は他の多数の者の損失に於て自己のみが利得する結果となるのである。(中略) 此の場合に於て皮相的に見れば損失を被る者は保険契約者の相手方である保険者個人であるが、然し経済的には保険者の損失は必然的に同一保険団体に属する所の他の各員に転嫁せらるることになるので

2) 宇野典明(2012) 48頁。

3) 田中耕太郎(1932) 132頁。

ある。換言すれば保険者は保険団体の一員に付き特殊の取扱を為し其の者に利益を与ふることは、他の者の犠牲に於て為さるることになる。即ち上述の如き特殊の利益は保険団体の共同の金庫の負担に帰するに至るのである。斯くの如き結果が果たして正義の観念からして是認せられ得るであらうか。」⁴⁾と述べている。

さらに、田中耕太郎博士は、「此の故に保険者は特定の保険契約者に対し、其の保険料の免除、割引を為し、又は弁財の期限を延期し、負担すべき危険の範囲を拡張し、その他法律又は約款の規定する一般保険契約者の義務を其の者に付て免除軽減するが如きことは無効であると云はなければならぬ。此のことは株式会社に於て株主平等の原則に背反する定款の規定、総会の決議及び理事者の処置が無効なることと同一の趣旨である。唯だ保険契約者の団体は多数決団体とはなつてゐないのであり、従つて其の決議なるものは存在せず、従つて平等が問題となるのは約款の関係及び理事者の処置に付てのみに限らるる。」⁵⁾とした。この主張が田中博士の真骨頂であり、保険契約者平等待遇原則に反する法律または約款については、無効であるとされたのである。翻つて見れば、個々の保険契約者の利益よりも危険団体の利益を優先したことになる。これがいわゆる団体優先説⁶⁾

4) 田中耕太郎 (1932) 114-115頁。

5) 田中耕太郎 (1932) 132-133頁。

6) 団体優先説の呼称は西嶋梅治博士によるものであり、博士は、対立する考え方を技術説と呼ばれた(西嶋梅治(1960)200-201頁)。他にも、新派と旧派、客観主義法学と主観主義法学という呼称がある。新派・旧派、客観主義法学・主観主義法学という表現は、用語自体に価値観が付加されている。これに対し、団体優先説という表現は、危険団体の利益を保険契約者の利益より優先するものを端的に表していることに加え、技術説という表現も、保険の団体性は保険企業の合理的経営のための技術的要請にすぎないということを端的に表していることから、本書では、団体優先説の呼称を用いることとした。

であり、1939年保険業法第10条第3項や同条にかかる最高裁判所の判決⁷⁾の基礎とされる考え方となった。

3. 近年における保険契約者平等待遇原則

こうした保険契約者平等待遇原則は、団体優先説がその力を失っていくにもかかわらず、その後も、危険団体の存在や給付反対給付均等の原則をその根拠として主張され続けてきた⁸⁾。また、1995年保険業法においても、後述のとおり、保険契約者平等待遇原則にかかわる規制が複数存在する。

また、保険契約者間の平等待遇ということは、保険実務家の間に強い意識として存在し、契約実務取扱の全般についての指導理念となってきた⁹⁾。たとえば、生命保険に関しては、低料率保険の実施、団体扱の範囲、分割払料率および手数料の決定、特別満期繰上の実施¹⁰⁾、保険料率の決定、契約者配当方式の選択、契約者配当率・開始期の決定、配当計算に用いる責任準備金の扱い、解約返戻金の決定、インソルベンシーの際の扱い、さらに自己資本規制が取り上げられればそのファイナンスの問題等が挙げら

7) 債務不存在確認事件(昭和26年(オ)第799号 同34年7月8日大法廷判決棄却)(1959)911頁以下。

8) 危険団体の存在をその根拠として主張したものとしては、野津務(1935)18頁、米谷隆三(1954)345頁、田中誠二(1975)24頁などがある。保険の団体的特殊性が契約法の基本原則である信義誠実の原則の具体的内容として発現したものに外ならないとするものとして、溝淵照信(1954)52頁がある。さらに、給付反対給付均等の原則が保険契約者平等待遇原則を表すとするものとして、岡村国和(2008)43頁、田畑康人、岡村国和編著(2010)29頁などがある。また、広く衡平の原則から導き出すことは可能であるとしたものとして、服部栄三(1960)57頁がある。

9) 溝淵照信(1954)47頁。この文章自体は、半世紀以上も前のものであるが、現在でもこうしたことはほとんど変わっていないものと考えられる。

10) 溝淵照信(1954)47頁。

れる^{11), 12)}。

Ⅱ 保険契約者平等待遇原則と保険業法

1995年保険業法, 損害保険料率算出団体に関する法律および自動車損害賠償保障法には, 保険契約者平等待遇原則がその基礎にあると考える規制として, 次の4つがある。

1. 免許審査基準

保険会社の免許審査基準に定められている事項のうち, 保険契約者平等待遇原則にかかると考える事項としては, 次のものがある(1995年保険業法第5条第1項第4号, 1996年保険業法施行規則第12条第1項第2号)。

- ① 保険料に関し, 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
 - ② 保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された事項(保険料に係る部分を除く。)に関し, 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
- ①の保険料に関し, 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことにおける差別的取扱いとしては, 次のような事例が考えられる。
- ある特定の保険契約者だけリスクに見合っていない高い保険料を徴収すること

11) 浅谷輝雄(1990)4頁。

12) 私自身の経験でも, 保険契約者平等待遇原則にもととしてできなかったことがあった。それは, ある保険の保有契約件数が大変少ないが, その契約の保全のためにシステムの維持等, 相当のお金をかけているということに私は気づいた。私は, 即座にプレミアムをつけてでも, 他の保有契約件数の多い保険契約に転換してもらったらどうかと主張したが, 保険契約者平等待遇原則に反すると言われ, 諦めた憶えがある。

- 被保険者の年取や資産規模、思想信条等によって保険料率を変えること

前者は、保険契約者平等待遇原則にもとるものであり、後者は、保険契約者平等待遇原則にはずれるばかりではなく、一般的な差別にも該当するものと言える。なお、後者に対する規制は、国によっては、保険監督法ではなく、人権法等、他の法律によって規制されている¹³⁾。

また、②の保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された事項（保険料に係る部分を除く。）に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことのうち、保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された事項（保険料に係る部分を除く。）とは、次のものである（保険業法施行規則第10条第2号から第6号、第8号）。

- i. 責任準備金の計算の方法に関する事項
- ii. 返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（以下「契約者価額」と言う。）の計算の方法およびその基礎に関する事項
- iii. 社員配当準備金又は契約者配当準備金および社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項
- iv. 未収保険料の計上に関する事項
- v. 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項
- vi. その他保険数理に関して必要な事項

これらの事項に関して、特定の者に対して不当な差別的取扱いをすることとも、①の場合と同様に、保険契約者平等待遇原則にもとる場合と、一般的な差別に該当する場合があります。つまり、これらの

13) たとえば、カナダのカナダ人権法（Canadian Human Rights Act, R.S.C. 1985, c. H-6）がある。

事項についても、一般的な差別に該当する場合を除いて、保険契約者平等待遇原則が求められていると考えることができる。

なお、この保険業法の規制と同様の規制が、損害保険料率算出団体に関する法律第8条および自動車損害賠償保障法第26条第1項に存在する。後者は、保険業法第5条第1項第4号を準用している。また、前者は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならないとしており、これも保険業法第5条第1項第4号と実質的に変わらない。

2. 剰余金分配における公正かつ衡平な分配をするための基準

相互会社における剰余金の分配は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない（保険業法第55条の2）。ここで、内閣府令で定める基準とは、次のものを言う。すなわち、相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない（保険業法施行規則第30条の2）。

- ① 社員が支払った保険料および保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法（アセットシェア方式）
- ② 剰余金の分配の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法（利源別配当方式）
- ③ 剰余金の分配の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した

金額を分配する方法(利差配当方式)

④ ①から③に準ずる方法

こうした規制が入れられたのには、次のような理由があった¹⁴⁾。

- ① 直利指向による資産運用の歪みを排除するとともに、会社経営の健全性を損なうようなキャピタル・ゲインによる配当の過当競争を回避する必要があること
 - ② 運用収益に対する個々の契約者の貢献に応じた公平な配当還元を確保する必要があること
 - ③ 過去の含み益からの内部補助が排除され、他の金融商品とのバランスを図ること等により競争条件の整合性が確保される必要があること
- このうち、①と②が「衡平な分配」としてアセットシェア方式に結びつき、③が「公正な分配」として区分経理¹⁵⁾に結びついたものと考えられる。

なお、②では、「公平」な配当還元とされているにもかかわらず、保険業法が「衡平」な分配としたのは、次の理由によるものと考えられる。すなわち、「運用収益に対する個々の契約者の貢献に応じた公平な配当還元」という表現は、個々の契約者の貢献は、契約者によって異なるにもかかわらず、それを「公平」に還元するというのは、平等に扱うという意味の公平では文理的に意味がおかしいことになる。そこで、個々の契約者の貢献に応じて衡平な(つまり、つりあいのとれた)分配をするということであれば、意味が通ずるようになる。そこで、立法の際には衡平としたのではないか。以上が私の想像である。

14) 大蔵省銀行局内保険研究会編(1991)「保険審議会報告」『保険事業の在り方の見直し—保険審議会の報告—』154頁。

15) 生命保険会社の区分経理に関しては、金融庁(2013)II-2-4に具体的な定めが置かれている。

このように考えると、利源別配当方式および利差配当方式は、キャピタル・ゲインがまったくないしほとんど出ない場合か、アセットシェア方式と併用する場合に限って用いられるべきものと考えることができる。

このように、相互会社の剰余金分配においては、一見公平性が求められていないようにうかがえる。しかし、社員配当準備金および社員に対する剰余金の分配の方法に関する事項は、前述のとおり、免許審査基準の保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された事項（保険料に係る部分を除く。）に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことに含まれており、一般的な差別に該当する場合を除いて、保険契約者平等待遇原則が求められていると考えることができる。また、上記の公平でなく衡平が求められているということも、公平という意味が衡平を含む広いものであると考えることができる。このため、相互会社の剰余金分配は、公正かつ衡平に加えて、公平性も求められていると解することができる。

3. 保険契約者配当を行う場合の公正かつ衡平な分配をするための基準
保険会社である株式会社は、保険契約者配当を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない（1995年保険業法第114条第1項）。

- ① 保険契約者が支払った保険料および保険料として收受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法（アセットシェア方式）
- ② 契約者配当の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法（利源別配当方式）

③ 契約者配当の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法(利差配当方式)

④ ①から③に準ずる方法

これらの内容は、基本的には、相互会社における剰余金分配の場合と変わらない。

4. 保険契約者または被保険者に対する保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供等の禁止

これは、保険募集に関する保険契約者または被保険者に対する保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供等の禁止(1995年保険業法第300条第1項第5号)であるが、この規制の潜脱を防止するための保険会社等の特定関係者を通じた特別の利益の提供等の禁止(1995年保険業法第301条)、損害保険代理店および保険仲立人による自己契約の禁止(1995年保険業法第295条、1996年保険業法施行規則第228条、第229条)も含めて考えることが適当であろう。

特別利益提供の禁止は、保険契約者平等待遇原則に反することおよび不公正な競争を防止することを目的としている¹⁶⁾というのが多数説であると考えられる。これに対して、この規定は、保険契約者平等待遇原則に基づくものではなく、保険募集におけるフェア・プレイ、つまり公正な競争の確保にあると言わざるをえないとした意見¹⁷⁾もあるが、その数は少ない。

16) 米谷隆三(1958)352頁、田辺博通、安倍基雄(1966)183頁、保険業法研究会編(1986)227頁、江頭憲治郎(1993)227頁、溝淵照信(1954)56-57頁、石田満(1996)301頁、保険研究会編(1996)304頁、小林登(1997)242頁、山下友信(2005)174-175頁、安居孝啓編著(2006)971頁など。

17) 川口幸夫(1962)43-44頁。これと同趣旨のものとしては、中大路義方(1966)335頁、西村博(1974)561頁、中島伸一(1991)360頁がある。

なお、1939年保険業法の時代にあつては、保険契約者平等待遇原則にかかわると考えられる規制は、上記の特別利益提供の禁止を除くと、保険業法施行規則第32条第2項に次のような規定が存在したにすぎなかった。

生命保険会社が其ノ保険契約ニ対シ利益又ハ剰余金ノ配当ヲ為サントスル場合（会社ノ利益又ハ剰余金計上前支出スル場合ヲ含ム）ニ於テハ各保険契約間ノ公平ヲ期スル為必要ナル準備金ヲ積立ツルコトヲ要ス

この規制は、一見すると、保険料率の計算基礎である死亡率を下げた場合、配当金の支払いで調整し、保険契約者群団間の公平性を担保するということのように思われる。しかし、当時も「見方によっては、少くとも株式会社の生保契約者にはかかる原則が内在しないからこそ、この規定を置かねばならなかったとも言えるのであり、その他の規定も同様に考えられる余地がある。従つてこうした規定は実をいえば平等原則を盛るものといえない。」¹⁸⁾とする考え方もあつた。

5. 1995年保険業法における保険契約者平等待遇原則の考え方

以上述べてきた1995年保険業法における保険契約者平等待遇原則にかかわると考える規制を整理すると、

- 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
- 保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された事項（保険料に係る部分を除く。）に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

18) 岩崎稜（1960）297頁。

- 剰余金分配または契約者配当における公正かつ衡平な分配を行うこと
- 保険契約の締結又は保険募集に関して、特別利益の提供を行わないこと

の4点の遵守が求められていることになる。しかし、これでは、保険契約の締結又は保険募集に関しないところで特別利益の提供を行うことは、禁止されていないことになる。この点については、立法の不備ということも考えられないわけではないが、この不備の最初の指摘が1962年に1939年保険業法下で行われている¹⁹⁾こと、さらに、その後1995年の大幅な保険業法の改正があったことも踏まえると、立法の不備というのは考えにくいのではないか。

さらに、

- たとえば、特別利益の提供があった場合、なぜ当該契約を無効にしないのか。特別利益の提供があると保険会社が破綻するおそれが高くなるのであれば、無効にしなければならないはずであると考えられる²⁰⁾こと
- 1939年保険業法第10条第3項の契約条件の遡及変更規制が廃止されたため、契約者間の不平等が生じても、それを解消する手立てがない²¹⁾こと

19) 川口幸夫(1962)44頁。

20) 喜多川篤典(1953)72頁参照のこと。

21) 保険会社の破綻前の契約条件変更規制は、保険会社の健全性が悪化している場合に限って適用されることおよび予定利率を下限の3%まで引き下げても、引き下げた時点における新契約の予定利率は、大幅に3%を下回っている可能性が高く、その場合にはそれらの新契約とは公平性が保たれたとは言いがたいことから、保険契約者平等待遇原則に基づくものではないと解される(宇野典明(2012)239-240頁)。

➤ たとえ、保険契約者平等待遇原則の存在を認めたとしても、その基礎となる論理は、あくまで純保険料についてだけのものであり、付加保険料については成立しないのではないかと考えられること。さらに、付加保険料の場合、割引かれたとしても、破綻までの影響は起りにくいはずである。

➤ 保険会社の破綻前の契約条件変更規制（1995年保険業法第240条の2～13）には、次の2つの理由から、保険契約者平等待遇原則は、当てはまらないと考えられる²²⁾こと

① 保険契約者平等待遇原則は、本来保険会社の健全性の程度にかかわらず適用されるべきものであるが、契約条件変更規制は、保険会社の健全性が悪化している場合に限って適用されること

② 契約条件変更規制によって予定利率を引き下げの場合、その下限は3%とされているが、契約条件変更規制が定められた当時の標準責任準備金の計算に用いられる標準予定利率が1.5%であったことを考えると、純保険料の計算に用いられていた予定利率も1.5%程度と想定される。そうであれば、たとえば、予定利率を5.5%から下限の3%まで引き下げても、その当時の予定利率1.5%程度の新契約とは公平性が保たれたとは言いがたいこと

も考え合わせると、現行の1995年保険業法の下では、保険契約者平等待遇原則は、必ずしも貫徹されていないと解される。

22) 宇野典明（2012）235頁。

Ⅲ 保険契約者平等待遇原則のあり方

1. 資産負債最適配分概念

(1) 危険団体概念

我が国では、危険団体は、おおむね次の4点を充たすものであると理解されてきた²³⁾。

- i. 危険を共通にする者が形成する団体で、大数の法則が成立するよ
うな多数の構成員が存在する必要がある
- ii. 構成員は、給付反対給付均等の原則に基づく保険料を拠出し、共
通準備財産を形成する
- iii. 構成員に偶然な一定の事故または危険が発生した場合、保険金が
給付される
- iv. こうしたことを可能にするため、団体内部では収支相等の原則が
成立する必要がある

こうした危険団体概念は、日本の保険業法ばかりでなく、保険会社にも
次のように大きな影響を与えてきた。

① 保険会社のリスク管理への影響

危険団体概念は、保険会社は破綻しないとする、いわゆる保険会社の不
倒神話の理論的な根拠となった²⁴⁾。その結果、保険会社、ことに生命保険
会社の資本は、それが大会社であれば不要であるとする資本不要論になっ
た。1949年に改正された保険業法では、保険会社の最低資本金の額、基金
の総額がそれまでの10万円から3,000万円に引き上げられたが、資本又は
基金の総額が3,000万円未満の保険会社は、なるべく速やかに、その額を
3,000万円以上に増加しなければならない。但し、生命保険会社で責任準

23) 宇野典明 (2012) 27-28頁。

24) 宇野典明 (2012) 40頁。

備金の総額が3,000万円を超えるものについては、この限りではない（1949年6月法律第184号附則第8条）とする経過措置が付された。この但し書きの意味するところは、責任準備金の総額が3,000万円を超えるような大きな生命保険会社であれば、保険契約者の数も多数に上ることが想定されるため大数の法則が成立し、収支相等の原則を充たすことができるためきわめて安全であり、多額の資本金や基金を用意するまでもないというものと解される²⁵⁾。この結果、1995年に保険業法が改正されるまでの間、生命保険会社の過小資本の状況が続いた。1995年保険業法では、最低資本金の額が10億円に上げられたが、実際問題として10億円では少なく、その後もしばらくの間過小資本の状況が続いた。

このような考え方は、その基礎に収支相等の原則があったため、収支相等の原則と保険料積立金の計算は、表裏一体であることから、保険料積立金が積み立てられていれば必ず保険金の支払いができるという保険料積立金に対する過信とでも言うべき考え方が生まれてきた。この結果、危険団体が考慮する保険リスク以外のリスクが軽視されることとなった。こうした考え方は、現在に至っても基本的には変わるところはなく²⁶⁾、保険業法のさまざまな規制に影響を残している。さらには、平成に入ってから日本の保険会社、ことに生命保険会社の破綻の遠因となっていたことは、疑いようもない。

② 保険契約者等の保護の軽視

危険団体においては、危険団体が存在しないと、保険者は、保険契約を引き受けることができないと考えられることから、危険団体の存続が第一義とされ、個々の保険契約者の利益よりも危険団体全体の利益を優先する

25) 宇野典明（2005）197頁。

26) 宇野典明（2012）40-45頁。

傾向が生じがちである²⁷⁾。これがいわゆる団体優先説である。これを受けて、1939年保険業法第10条第3項の主務大臣による基礎書類の遡及変更命令規制が生まれた。

さらに、団体優先説と同様に、社員や保険契約者の利益よりも危険団体の利益を優先するという考え方を維持しつつ、契約条件の変更を決定する主体を、1939年保険業法第10条第3項における主務大臣から保険会社に変え、保険会社が主体的に意志決定を行うとした規制がある。2003年改正保険業法の保険会社の破綻前における契約条件の変更規制がそれである²⁸⁾。1939年保険業法における相互会社の保険金削減(1939年保険業法第46条)²⁹⁾も、同様の規制と考えることができる。

③ 資産運用に歪みを生じさせたこと

保険料積立金が担保するのは、保険リスクと予定利率リスクの一部であるため、日本の1939年保険業法において、キャピタル・ゲインは、保険業法第86条準備金に積み立て、インカム・ゲインは、社員配当または保険契約者配当の財源として用いることができるというように、インカム・ゲインとキャピタル・ゲインを区別して考えることになりやすい。しかし、インカム・ゲインとキャピタル・ゲインは、現在の金融技術をもってすれば簡単に入れ替えることが可能である。このため、あえてインカム・ゲインとキャピタル・ゲインとを分けると資産運用に歪みが生じ、保険会社の健全性に悪い影響が出るおそれがある³⁰⁾。実際に、さまざまな方法でキャピタル・ゲインをインカム・ゲイン化することが行われてきた。

このように、危険団体は、保険の基本的な概念、保険会社のソルベンシ

27) 宇野典明(2012)47頁。

28) 宇野典明(2012)56-57頁。

29) 宇野典明(2012)56-57頁。

30) 宇野典明(2004)67頁、宇野典明(2012)57頁。

一および保険契約者等の保護に対して、きわめて大きな影響と問題点を残している。こうしたことを解決するためには、危険団体を新たな概念に置き換え、それを保険引受けの基礎理論とすることが最も望ましいものと考えられる³¹⁾。

(2) 資産負債最適配分概念

① 2パラメータ・アプローチ

既存の ALM の手法では、危険団体概念に代わるものを見つけることは困難である。そこで、最初に私が考え付いたのが、マーコビッツの2パラメータ・アプローチ³²⁾を負債にまで拡大して用いるというものである。

これまで、2パラメータ・アプローチは、資産だけを対象にし、負債はその対象に含めることはなかった。しかし、保険会社の責任準備金は、想定されている予定率と実際の事故発生率が異なることによって、利益または損失を生ずることがある³³⁾。このため、保険会社の場合には、資産だけでなく責任準備金も含めて最適な資産、負債の配分を求める必要があると言える。

これに対して、デュレーション・マッチング、デュレーション・ギャップ分析、サープラス・アプローチ、ショート・フォール・アプローチは、こうした目的には、必ずしも適当とは言えない³⁴⁾。

2パラメータ・アプローチは、テール・リスクを考慮することができないという大きな欠点を有している。しかし、確率論的シナリオ法であれば、個々のテール・リスクの発生確率が与えられる限り、組込むことがで

31) 宇野典明 (2012) 59頁。

32) H. M. マーコビッツが H. M. Markowitz (1952) pp. 77-91の中で提唱した手法である。

33) こうした負債の評価は、生命保険会社の監督会計においては問題があるものであるとの主張としては、宇野典明 (2000) がある。

34) 宇野典明 (2012) 62-68頁。

きる。通常の確率論的シナリオ法で保険料積立金を求めようとする、資産と負債の額が一致するように、リスク・フリーの資産または負債を組み込むことになる³⁵⁾。しかし、そうした組合せをさらに確率論的に発生させ、リスクとリターンの最も適切な組合せを探することができる。さらに、テール・リスク以外の収益率が正規分布しないリスクについても、組み込むことができる。これは、まさに2パラメータ・アプローチの確率論的シナリオ法によるものと言える³⁶⁾。

このように考えると、保険引受けの基礎理論として採用するに最適なALMの手法は、現段階では、私が考え付いた2パラメータ・アプローチを拡大したものであることが判る³⁷⁾。

② 資産負債最適配分概念の構築

この2パラメータ・アプローチを拡大した手法を用いれば、資産と負債の最適な配分を実現することによって、保険者がテール・リスクを含めたリスクとリターンを適切に管理することができ、合理的に保険を引き受ける基礎を構築することができる。そこで、私は、この考え方を資産負債最適配分概念と名付け、保険引受けの基礎理論として位置づけることを提案した³⁸⁾。

③ 危険団体の問題点の解決

資産負債最適配分概念であれば、前述の危険団体概念の問題点は、次のとおり基本的に回避できる。危険団体が価格変動等のリスクを考慮していないことについては、資産負債最適配分概念は、価格変動等のリスクを保険リスクと同じレベルで考慮しており、まったく問題とならない³⁹⁾。また、

35) 宇野典明 (2012) 84-85頁。

36) 宇野典明 (2014)。

37) 宇野典明 (2012) 72頁, 宇野典明 (2014)。

38) 宇野典明 (2012) 72頁。

保険契約者よりも危険団体を守りがちであることについては、資産負債最適配分概念には危険団体のように守るべき対象となる存在がないため、それを守るという発想は、出てきようがない⁴⁰⁾。このように、危険団体概念の持つ問題点は、すべて資産負債最適配分概念の下では、解決される。

資産負債最適配分概念は、資産・負債を最適に配分し、ある信頼区間において将来のキャッシュインフローとキャッシュアウトフローが等しくなるようにすることによって、保険を健全に引き受けることができるものである。このように、資産負債最適配分概念は、危険団体概念に比してきわめて合理的な考え方であり、危険団体概念の持つ問題点を解決できるものであることが判る⁴¹⁾。

2. 資産負債最適配分概念の下における保険契約者平等待遇原則のあり方

資産負債最適配分概念の下では、保険契約者平等待遇原則の根拠となる危険団体は、必ずしも不可欠であるとは言えない。確かに、被保険者の持つリスクをプールする⁴²⁾ことは、保険会社の経営上、保険リスクの分散を小さくする意義があるため、保険会社が主体的に被保険者の持つリスクをプールすることは、望ましいことと考えられる。しかし、そのことをもって、危険団体が不可欠であると言えないことは、当然であろう。

このため、資産負債最適配分概念の下においては、危険団体の存在を前

39) 宇野典明 (2012) 72-73頁。

40) 宇野典明 (2012) 73頁。

41) 宇野典明 (2014)。

42) ここで、リスクをプールするというのは、危険団体から収支相等の原則を働かせるという部分を除外したのと言える。このため、北米などで言われているリスクのプーリングとは意味が異なるものであることに留意する必要がある。

提とした保険契約者平等待遇原則は、必ずしも守る必要がないことになる。もちろん、ある保険会社が、自社の契約については、保険契約者を平等に待遇すると決め、それを実際に行うことについては、まったく問題はない。ただ、どのような場合であっても、保険契約者は平等に待遇されなければならないということを強制することは、認められないということである。

3. 1995年保険業法の保険契約者平等待遇原則にかかる規制のあり方

このように考えると、前述の1995年保険業法の保険契約者平等待遇原則にかかる諸規制は、そのあり方を見直す必要が出てくる。

(1) 免許審査基準

免許審査基準においては、保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことと、保険料ならびに保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された事項（保険料に係る部分を除く。）に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことが求められている。特定の者に対して不当な差別的取扱いをすることの内容は、前述のとおり、保険契約者平等待遇原則にもとることをするものまたは一般的な差別に該当することを行うものである。一般的な差別に該当するものを禁ずることは、当然のことと考えられるが、保険契約者平等待遇原則は、必要不可欠なものではないという位置づけになるので、この部分は解釈として不要になる。

(2) 剰余金分配、保険契約者配当における公正かつ衡平な分配をするための基準

(1)で、特定の者に対して不当な差別的取扱いをすることについての解釈を一般的な差別に該当するものだけに限定した結果、社員配当準備金または契約者配当準備金および社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の

計算の方法に関する事項（1996年保険業法施行規則第10条第4号）の解釈も変更される。このため、相互会社の剰余金分配における公正かつ衡平な分配をするための基準に定める公正かつ衡平な分配には、特定の者に対して不当に差別的取扱いをするもので一般的な差別に該当するものでないことだけが残ることになる。

(3) 保険契約者または被保険者に対する保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供等の禁止

資産負債最適配分概念の下では、特別利益の提供禁止規制における一つの柱である保険契約者平等待遇原則は、その基礎である危険団体が不可欠のものではなくなるため、法的に保険契約者間の平等を求める理由がなくなる。この結果、不公正な競争の防止だけが残ることになる。不公正な競争の防止については、本稿では本旨ではないので、別途検討するものとする。

おわりに

保険契約者平等待遇原則は、保険業法ばかりではなく、保険会社の経営においても、きわめて重要な意味を持っている。保険契約者平等待遇原則は、危険団体概念をその基礎に置いており、危険団体概念には、さまざまな問題点が指摘できる。このため、私は、危険団体概念に代えて、危険団体の持つさまざまな問題点を解決することができる資産負債最適配分概念を提案した。資産負債最適配分概念の下では、危険団体は不可欠の存在とは言えないため、保険契約者平等待遇原則も否定されてしまう。

現状では、不公正な競争が起ころうもないものであっても、保険契約者平等待遇の観点からなかなか実際に実現することが難しいこともある。注12で述べたような事例がそれに当たる。しかし、本稿で私が考えたようになれば、こうした問題については、問題なく実行できるようになる。

このように、保険契約者平等待遇原則が棄却されると、保険業法ばかりではなく保険会社にもさまざまなよい影響が出てくることが期待される。本稿がそうしたことに少しでも貢献できるようになることを期待して、筆を置きたい。

参考文献

- 浅谷輝雄 (1990) 「保険審議会における計理問題の審議に望む」『インシュアランス生保版』3428号
- 石田満 (1996) 『保険業法』損害保険事業総合研究所
- 岩崎稜 (1960) 「保険契約者平等待遇原則ということ—その法的本質—」『所報』第7号 (第二分冊)
- 宇野典明 (2000) 「生命保険監督会計における負債公正価値評価のパラドックス」『生命保険会社と時価会計2—その影響と課題—生命保険財務会計研究会報告書』生命保険文化研究所
- 宇野典明 (2004) 「生命保険監督会計の基本的な枠組みのあり方」浅谷輝雄監修『生命保険再生の指針—生命保険規制体系のあり方』金融財政事情研究会
- 宇野典明 (2005) 「大数の法則と収支相等の原則の現代的な意義について—生命保険の場合を中心として—」『商学論纂』第46巻第3号
- 宇野典明 (2012) 『新保険論—保険に関する新たな基礎理論の構築—』中央大学出版部
- 宇野典明 (2014) 「生命保険会社におけるテール・リスクへの対応—資産負債最適配分概念の下におけるその基本的な枠組みのあり方について—」『グローバル下の地域金融』中央大学出版部
- 江頭憲治郎 (1993) 鴻常夫監修『「保険募集の取締に関する法律」コンメンタール』財団法人安田火災記念財団
- 大蔵省銀行局内保険研究会編 (1991) 「保険審議会報告」『保険事業の在り方の見直し—保険審議会の報告—』財經詳報社
- 岡村国和 (2008) 石田重森編著『保険学のフロンティア』慶應義塾大学出版会
- 川口幸夫 (1962) 「募集取締法の特別利益 (一)」『生命保険経営』第30巻第4号
- 喜多川篤典 (1953) 「社団法人性の再検討 (二)」『法学協会雑誌』第71巻1号
- 金融庁 (2013) 『保険会社向けの総合的な監督指針 (本編)』
- 小林登 (1997) 東京海上火災保険株式会社編『損害保険実務講座 補巻 保険業法』有斐閣

- 債務不存在確認事件（昭和26年（オ）第799号 同34年7月8日大法院判決 棄却）
（1959）
- 田中耕太郎（1932）「保険の社会性と団体性（2）」『法学協会雑誌』第50巻第10号
- 田中誠二（1975）『新版 保険法』千倉書房
- 田辺博通，安倍基雄（1966）東京海上火災保険株式会社編『新損害保険実務講座
第一巻 損害保険法』有斐閣
- 田畑康人，岡村国和編著（2010）『読みながら考える保険論』八千代出版
- 中大路義方（1966）新生命保険実務講座刊行会編『新生命保険実務講座 第6巻
法律』有斐閣
- 中島伸一（1991）生命保険新実務講座編集委員会，財団法人生命保険文化研究所編
『生命保険新実務講座 第7巻 法律』有斐閣
- 西島梅治（1960）「危険団体の効用とその限界」『損害保険研究』第22巻第4号
- 西村博（1974）青谷和夫監修『コンメンタル保険業法（下）』千倉書房
- 野津務（1935）「相互保険に於ける平等の原則」『民商法雑誌』第1巻5号
- 服部栄三（1960）「相互会社における保険契約者の地位（二・完）」『法学』第24巻
4号
- 保険業法研究会編（1986）『最新保険業法の解説』大成出版社
- 保険研究会編（1996）『最新保険業法の解説』大成出版社
- 米谷隆三（1954）東京海上火災保険企画室編『損害保険実務講座 第一巻 損害保
険総論』有斐閣
- 米谷隆三（1958）生命保険実務講座刊行会編『生命保険実務講座 第四巻 法律
編』有斐閣
- 溝淵照信（1954）「保険契約における平等の原則」『保険学雑誌』第388号
- 安居孝啓編著（2006）『最新保険業法の解説』大成出版社
- 山下友信（2005）『保険法』有斐閣
- Markowitz, H. M. (1952), "Portfolio Selection", *The Journal of Finance* Vol. VII, No. 1